

福島県除雪オペレーター育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、除雪オペレーター育成支援事業（以下、「事業」という。）を実施するため、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象)

第2条 補助の対象者は、福島県建設工事等請負有資格業者名簿の土木工事及び舗装工事に記載されている企業とし、補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、当該年度の4月1日時点で満55歳以下の事業主・役員及び従業員（以下、「オペレーター」という。）の大型自動車免許及び大型自動車特殊免許の取得や車両系建設機械運転技能講習会の受講に対して企業が支援する事業（企業が費用を負担している場合に限る）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる補助事業に要する経費とする。

- (1) 大型自動車免許及び大型自動車特殊免許取得の場合
 - ・入学金、適性検査料、技能教習料、教本代、写真代、検定料及び卒業証明書交付手数料
- (2) 車両系建設機械運転技能講習会の場合
 - ・講習会受講費及びテキスト代

2 前項の規定にかかわらず、補助事業について他の補助金等の交付を受ける場合は、この補助金の交付の対象としない。

(補助金の補助率及び限度額)

第4条 補助金の補助率は、対象経費の1/2以内とし、予算の範囲内で補助するものとする。ただし、1名につき100,000円を限度とする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付対象となる事業期間は、交付申請した年の4月1日から翌年2月28日までとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請は、除雪オペレーター育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）により、知事が別に定める期間内に行わなければならない。

2 前項の申請書には、その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 第6条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の内容を変更する場合、補助対象経費の20%以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない増額をする際には、知事の承認を受けずに変更することができる。
- (2) 補助事業者等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助対象となったオペレーターは、補助金を受けた企業で県内道路等の除雪(大型自動車免許及び大型自動車特殊免許を必要とする作業に限る)を交付年度または交付された翌年度から起算して3年以上続けること。

(4) 補助金を受けた企業は、前項の条件を証明するため、各年度内に、県内の道路等における除雪業務に、資格取得者自らが除雪機械を運転して従事したことを、除雪オペレーター育成支援事業補助金除雪業務従事報告書(様式第3号)により知事に報告しなければならない。

2 前項の「道路等」とは、道路、農道、林道、港湾、漁港施設、空港施設、その他の公共の交通又は輸送の用に供される施設をいう。民間施設は除く。

(申請を取り下げることができる期日)

第9条 規則第8条第1項の別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助事業の遂行)

第10条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件等に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならず、補助金を他の用途へ使用してはならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業完了後、第5条に定める期間内に、除雪オペレーター育成支援事業実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 運転免許証(写し)及び車両系建設機械運転技能講習会受講証(写し)

(2) 補助金の使途を証する領収書(写し)

(3) その他必要と認められる書類

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税額仕入控除額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税相当額報告書(第7号様式)により速やかに知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第13条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等、その補助事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した第8条の交付条件に違反したときは、補助金を交付した年度に限らず補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第14 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならぬ。

(書類の経由)

第15 条 補助事業者が規則及びこの要綱に定めるところにより知事に提出する書類は、所管の建設事務所の長を経由して提出しなければならない。

(補則)

第16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度から適用する。